

社会福祉法人等指導監査主眼事項（入所者処遇・給食）

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
1 食事計画、献立の作成	(1) 給食委員会が定期的開催され、献立の内容や食育の取組等が検討されているか。 ◇月1回程度開催し、内容が記録されていること。 ◇調理担当職員のほか、施設長、直接処遇職員、栄養士等が出席し、入所者の状況を踏まえた検討が行われていること。	適	否	否	児童食事計画3(2)、児童食事通知1(4)
	(2) 食事摂取基準を活用した食事計画が作成されているか。 ◇食事摂取基準を活用して給与栄養目標量を算出し、これに基づいた食事が提供されていること。 ◇給与栄養目標量が2歳児以下と3歳児以上に分けて定められていること。 ◇エネルギー、たんぱく質、脂質、カルシウム、鉄、ビタミン、食塩相当、食物繊維の給与栄養目標量を設定していること。	適	否	否	児童食事計画1、2、児童食事通知1(3)、(4)、2(2)、(3)
	(3) 献立表に基づき給食が提供されているか。 ◇予定献立は乳児食と幼児食を分け、離乳食、アレルギー食についても考慮されていること。おやつについても作成のこと。 ◇献立表に献立名、材料名、調味料名、1人分の分量、総量又は純使用総量が記載されていること。献立が変更された場合は変更内容を記録していること(実施献立の作成) ◇献立は給食責任者又は所長の決裁を得ていること。 ◇園外保育等の場合を除き、定期的な弁当持参の日が設定されていないこと。	適	否	否	児童食事計画2(7)、児童食事通知1(3)、障支基準条例30条4項、児童基準条例13条4項
	(4) 必要な給与栄養量が確保され、食べやすく、バランスよく栄養が摂れるよう工夫されているか。 ◇設定基準どおり給与されていること。 ◇献立は季節感があり、幅広い食材を取り入れるとともに、入所児の要望を取り入れていること。 ◇サイクルメニューは2週間以上の周期としていること。 ◇市販の調理済み食品、インスタント食品の使用が少ないこと。 ◇おやつは少なくとも週3回程度手作りで提供され、菓子類、甘味品に偏っていないこと。	適	否	否	老人監査指針別紙第1-1-(3)ア、障支監査指針別紙第1-1-(2)ア、児童監査指針別紙I-2(1)-第1-1-(3)ア、児童食事計画2(6)、児童食事通知1(2)、2(1)~(3)、特養基準条例17条、39条、43条、49条、53条、養護基準条例16条、軽費基準条例18条、附則18、障支基準条例30条3項、児童基準条例13条2項
2 給食の提供	(1) 入所者の身体状況にあわせた調理内容になっているか。 ◇食物アレルギーの判断は医師の診断書に基づき、食品の除去や代替食品の使用が可能な限り行われていること。 ◇咀嚼、嚥下、手指に障害がある入所児に対し、安全に食事ができるよう配慮されていること。	適	否	否	保育食育通知6障1~3、老人監査指針別紙第1-1-(3)ウ、障支監査指針別紙第1-1-(2)ウ、児童監査指針別紙I-2(1)-第1-1-(3)ウ・2(2)-(3)ウ・2(2)-第1-1-共通事項(5)、特養基準条例17条、39条、43条、49条、53条、養護基準条例16条、軽費基準条例18条、附則18、障支基準条例30条3項、児童基準条例13条3項
	(2) 調乳は適切に行われているか。 ◇調乳用調整粉乳を70℃以上の湯で調乳していること。	適	否	否	調乳ガイドライン

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
2 給食の提供	(3) 食事時間は適切か。	適	否	否	老人監査指針別紙第1-1-(3)エ、障支監査指針別紙第1-1-(2)エ、児童監査指針別紙I-2(1)-第1-1-(3)エ、特養基準条例17条、39条、43条、49条、53条、養護基準条例16条、軽費基準条例18条、附則18、障支基準条例30条3項

	(4) 検食を実施し、その内容を検食簿に記録しているか。 ◇配膳前に調理担当職員以外の者が検食を行っていること。 ◇検食簿に検食者名、検食時間、感想等が記載され、所長の確認を受けていること。	適	否	否	老人監査指針別紙-第1-1-(3)イ、障支監査指針別紙-第1-1-(2)イ、児童監査指針別紙1-2(1)-第1-1-(3)イ、保育食育通知5章8、食品安全確保通知②
	(5) 嗜好調査・残食調査等の各種調査を実施し、その結果を献立等に反映させているか。	適	否	否	老人監査指針別紙第1-1-(3)イ、障支監査指針別紙第1-1-(2)イ、児童監査指針別紙 I-2(1)-第1-1-(3)イ、特養基準条例17条、39条、43条、49条、53条、養護基準条例16条、軽費基準条例18条、附則18、障支基準条例30条3項
	(6) 給食日誌を作成しているか。 ◇特別食、流動、刻み、離乳食、アレルギー除去食、普通食、職員食等の人員を記録	適	否	否	児童監査指針別紙1-2(2)-第1-1-共通事項(4)
	(7) 給食の内容が保護者に周知されているか。 ◇給食日より・保護者向け献立表の配付、給食を含めた保育参観、試食会の開催、展示食の実施、保護者の参加による調理実践等が行われていること。	適	否	否	児童食事通知2(4)
3 食育の取組	施設や入所者の特性に応じた「食育」の実践に努めているか。	適	否	／	児童食事計画3(3)、児童食事通知1(6)、2(4)、保育食育通知
4 調理業務の委託	(1) 保育所・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設においては、施設内の調理室を使用して調理されているか。また、上記以外の施設において、施設外で調理し搬入している場合は、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているか。	適	否	否	調理委託通知二、乳児調理委託通知2、保育調理委託通知二
	(2) 調理業務の委託を行う施設にあって、栄養士の配置が義務付けられている施設においては、必要な栄養士が配置され、栄養管理及び献立等の指導が行われているか。	適	否	否	調理委託通知三、乳児調理委託通知3、保育調理委託通知三
	(3) 調理業務の委託を行う施設にあって、栄養士の配置が義務付けられていない施設(保育所、10人未満の乳児院、40人以下の児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、障害者支援施設)においては、保健所・市町村等の栄養士による指導を受けられる体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされているか。	適	否	否	乳児調理委託通知3、保育調理委託通知三
	(4) 献立作成を委託している場合は、入所者の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおりに作成されているか事前に確認しているか。	適	否	否	調理委託通知三(一)、乳児調理委託通知3、保育調理委託通知四イ
	(5) 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認しているか。	適	否	否	調理委託通知三(五)、乳児調理委託通知四力、保育調理委託通知四力、児童監査指針別紙1-2(2)第1-1共通事項6

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	口	文	根拠法令等
5 調理業務の委託	(6) 受託業者には、受託業者に関して専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているか。	適	否	否	調理委託通知四(三)、乳児調理委託通知五ウ、保育調理委託通知五ウ
	(7) 契約内容、施設と受託業者との業務分担及び軽費負担を明確にした契約書を取り交わしているか。 ◇契約書記載項目 ①適正な給食材料の使用・所用の栄養量の確保 ②調理業務社の大半が相当の経験を有すること ③調理従事者への定期的な、衛生面・技術面の教育又は訓練の実施 ④調理従事者への定期的な、健康診断・検便の実施 ⑤必要な資料の提出 ⑥契約不履行時の契約解除 ⑦業務の代行保証 ⑧食中毒等による契約不履行時の損害賠償	適	否	否	調理委託通知五、乳児調理委託通知六、保育調理委託通知六、児童監査指針別紙1-2-(2)-保育所(6)